

僕たちも  
あなたと共に  
生きていきたい

飼い主は  
動物がその寿命を  
迎えるまで適切に  
飼育する責任が  
あります。



**愛護動物の虐待・遺棄は犯罪です。** 令和2年6月1日より  
罰則が強化されました。

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた場合

**5年以下の懲役 又は  
500万円以下の罰金**

(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)

愛護動物を虐待・遺棄した場合

**1年以下の懲役 又は  
100万円以下の罰金**

(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)

\* 愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる。人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもの。



ペットに関する相談窓口

- お近くの保健所〈特別区(東京23区)、八王子市、町田市、島しょ部〉
- 動物愛護相談センター多摩支所〈八王子市、町田市を除く多摩地域〉



お近くの警察署

警視庁ホームページ  
警察署一覧